														○									○	○	○	○	備設線無の二の二十の号一第項一第条二第	
					注17○7	注17○7		注7○	注17○7	○							注7○	○				○		○	○	○	○	備設線無の三十の号一第項一第条二第
注8○		注8○				注8○	注8○	注8○	注8○	○								○	○			○		○	○	○	○	備設線無の四十の号一第項一第条二第
注10○	注9○	注10○	注10○	注11○	注12○	注10○	注11○	注10○	注10○	○			注3○				注9○			注9○		○		○	○	○	○	備設線無の五十の号一第項一第条二第
										○														○	○	○	○	備設線無の号二第項一第条二第
																						○		○	○	○	○	備設線無の二の号二第項一第条二第
										○														○	○	○	○	備設線無の号三第項一第条二第
										○			注18○											○	○	○	○	備設線無の二の号三第項一第条二第
										○			○									○		○	○	○	○	備設線無の号四第項一第条二第
										○			注3○									○		○	○	○	○	備設線無の二の号四第項一第条二第
										○														○	○	○	○	備設線無の四の号四第項一第条二第
										○			○											○	○	○	○	備設線無の五の号四第項一第条二第
										○			○											○	○	○	○	備設線無の六の号四第項一第条二第
										○			○											○	○	○	○	備設線無の七の号四第項一第条二第
										○														○	○	○	○	備設線無の号五第項一第条二第
										○			注4○											○	○	○	○	備設線無の号六第項一第条二第
										○			○											○	○	○	○	備設線無の二の号六第項一第条二第
										○														○	○	○	○	備設線無の三の号六第項一第条二第
										○			○											○	○	○	○	備設線無の号七第項一第条二第
										○			注5○											○	○	○	○	備設線無の号八第項一第条二第
										○														○	○	○	○	備設線無の号九第項一第条二第
										○														○	○	○	○	備設線無の二の号九第項一第条二第
										○			注15○										注13○	○	○	○	○	備設線無の号十第項一第条二第
										○	○	○	○										注13○	○	○	○	○	備設線無の三の号一十第項一第条二第
										○	○	○	○										注13○	○	○	○	○	備設線無の四の号一十第項一第条二第
										○	○	注14○	○											○	○	○	○	備設線無の五の号一十第項一第条二第
										○	○	注14○	○											○	○	○	○	備設線無の六の号一十第項一第条二第